

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う事業者向けの香南市独自支援策について

① 香南市事業者等応援給付金

【目的】

新型コロナウイルス感染症の影響により、**国の持続化給付金の対象とならない範囲（20%以上50%未満）**で売上が減少している事業者等に対して、市独自の給付金を給付することにより、事業の継続及び雇用の維持を支援します。

【給付対象者】

- ① 市内に事業所等を有する中小法人・個人事業者等であり、2019年以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること
- ② 2020年1月から2020年12月までのいずれかひと月で、売上が前年同月比20%以上50%未満減少している月が存在していること
- ③ 国の持続化給付金を受け取っていないこと
(※市給付金の申請時点及び将来にわたって受け取っていないこと) 等

【給付額】

法人：上限 **40** 万円
個人：上限 **20** 万円

【給付額の算出方法】

前年の総売上（事業収入）－（前年同月日▲20%以上50%未満月の売上×12ヶ月）

【申請方法】

申請書等の必要書類を香南市商工観光課へ郵送で提出してください。
申請書類一式は、近日中に、市より香南市内の事業者等（市で把握できている事業者等）に送付する予定です。
書類が届かない場合は、市HPからダウンロードしていただく、もしくは本庁舎等で配布する予定です。**※申請の受付は6月上旬開始予定です。**

【申請に必要な書類】

- | | |
|----|---|
| 法人 | ○確定申告書別表一の写し及び法人事業概況説明書の写し
○令和2年1月から申請日の属する月までの全月の売上台帳等の写し
○法人名義の口座通帳の写し |
| 個人 | ◆2019年分の確定申告書第一表の控えと所得税青色申告決算書の写し（※第一表のみでの申請も可能です）
◆令和2年1月から申請日の属する月までの全月の売上台帳等の写し
◆申請者本人名義の口座通帳の写し
◆本人確認書類の写し |

② 香南市産業振興計画推進事業費補助金

【目的】

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、一時的な休業等により売上げの減少が生じた会員等で構成される補助事業者が、経営の維持、回復に努める取組等に対して支援します。

【補助対象者】

- ① 商工会、商工会議所、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人、第三セクター、観光協会等又は特定非営利活動法人といった一定の地域を範囲として公の目的で活動している団体
- ② 一時的な休業等により売上げの減少が生じた会員等で構成される共同体、協議会、グループ等の任意団体 等

【補助対象経費】

- ① 市場調査等のために必要な経費
- ② 商品及び技術の開発等のために必要な経費
- ③ 販路開拓及び販売促進等のために必要な経費
- ④ 観光の情報発信及び体験型観光のメニューづくり等のために必要な経費
- ⑤ 商品の生産、加工、流通、販売等に必要施設、設備、機械等及び体験・滞在型の観光の推進に必要な施設、設備等の経費

【補助額等】

補助率 10/10 以内
上限額 **500,000**円（1,000円未満切り捨て）

各支援制度のお問い合わせは、下記までご連絡ください。

香南市役所 商工観光課
香南市吉川町吉原95

TEL：0887-57-7520
FAX：0887-55-3129

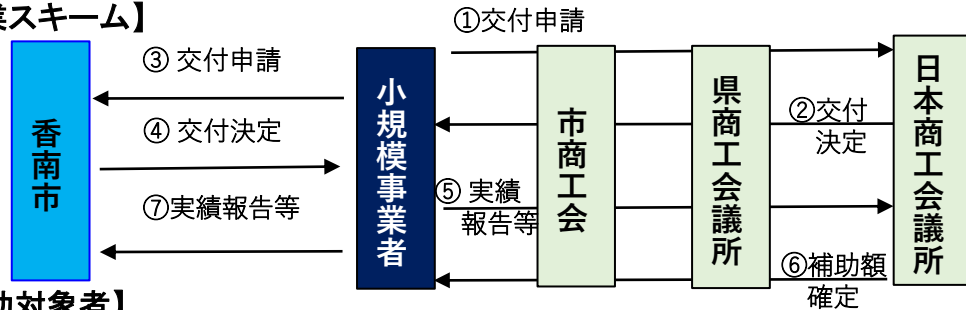


③香南市小規模事業者持続化補助金

【目的】

新型コロナウイルス感染症による経営上の影響を受けながらも、販路開拓等に取り組む小規模事業者等を支援するため、国の「小規模事業者持続化補助金」の採択を受け、令和4年3月31日までに国から補助金額の確定通知を受けた市内小規模事業者に対し、市の独自施策として新たに補助対象経費の一部について補助金を交付します。

【事業スキーム】



【補助対象者】

国の「小規模事業者持続化補助金」の採択を受け、令和4年3月31日までに事業を完了し、補助金の確定通知を受けた市内小規模事業者。（1事業者 1回限り）

【補助額等】

補助対象経費のうち、国の補助金を控除した自己資金部分の1/2以内に相当する額。（1事業所あたり上限 **125,000**円）

④香南市先端設備等導入支援事業費補助金

【目的】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業績が悪化している市内中小企業等が、現状を乗り越えるため行う設備投資を支援します。

【事業スキーム】



【補助対象者】

市内に事業所を有し、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年2月から2021年1月までで売上高等が前年同月と比較して10%以上減少している中小企業者。

【補助対象経費】

先端設備等導入計画の認定対象となる、労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等に直接供される設備導入費用
 <機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備>
 国の緊急経済対策において、事業用家屋と構築物を対象に追加

【補助額等】

対象経費の10分の1以内（1事業所あたり上限 **500,000**円）

⑤香南市事業者相談窓口の設置

【目的】

市内事業者に対し、新型コロナウイルス感染症対策に関連する雇用調整助成金、持続化給付金、市事業者等応援給付金等の手続きサポートを実施するとともに、経営全般に係る相談が可能な窓口を設置することで、事業継続や雇用の維持等につなげます。

【開設時間等】

○開設期間：令和2年6月5日（金）から令和2年12月25日（金）まで（予定）

※令和2年6月5日から令和2年6月24日まではプレオープン期間のため、行政書士等への相談は週1日（10：00～15：00）のみとなります。

○開設時間：土日・祝日を除く平日9：00～17：00



【注意点】

①【重要】行政書士は週3日・社会保険労務士は週1日のみで、10：00～16：00までです。行政書士等が不在の場合は、専門的な助言、支援ができません。

②行政書士・社会保険労務士による相談を受ける場合や国の持続化給付金の相談をされる場合は、事前予約をお願いいたします。
 ※市事業者等応援給付金の申請をされる場合の予約は不要です。

予約連絡先：香南市事業者相談窓口
 TEL：0887-50-6693（平日のみ9：00～17：00）

各種支援制度の添付書類を確認し、必ず必要な添付書類を持参してください。